

契約書(案) 新旧対照表

No	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	修正前	修正後	備考
1	14	5	5	37	—	—	(設計及び建設・工事 監理業務の契約保証 金)	第37条 事業者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。付された保証が第3号又は第4号までのいずれかの場合にあつては、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは請負人をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を町に寄託しなければならない。	第37条 事業者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。付された保証が第3号又は第4号のいずれかの場合にあつては、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは請負人をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を町に寄託しなければならない。	
2	21	6	1	56	3	—	(本施設の修繕)	3 前2項の他、町の判断及び費用により、必要に応じて、事業者をして本施設の全部又は一部の設備更新及び改良を行ふことができるものとする。	3 前2項の他、町の判断及び費用により、必要に応じて、事業者をして本施設の全部又は一部の設備更新及び改良を行わせることができるものとする。	